

夏休みプール監視員募集

夏休み期間中、プールを一般開放します。プールの安全な運営のために、下記により監視員を募集します。

- 場所** 町民プール（三島小学校）
生涯学習センタープール
- 募集人員** ①高校生 若干名
②大学生及び一般 若干名
※安全管理上、高校生と大学生または一般の方のペアで監視を行います。
- 雇用期間** 7月25日⑨から8月21日⑩
※天候等により勤務を要しない日もあります。
※交代制による勤務です。
- 内容** プールの安全な運営のための監視業務
- 勤務時間** 平日（月～金） 午後12時30分から午後4時30分
（遊泳時間 午後1時から午後4時）
休日 午前9時30分から正午
午後1時から午後4時30分
（遊泳時間 午前10時から正午、午後1時から午後4時）
- 賃金** 高校生 時給705円
大学生及び一般 時給885円～940円（年齢による）
- 申込方法** 下記の書類を、6月15日⑨まで公民館に提出してください。
①プール監視員申込書（公民館で配布しています。）
- その他** 書類審査により採用者を決定します。
なお、採用された方には救急救命法の講義を受講していただきます。日程については後日通知いたします。

☎公民館 ☎(48) 5599

「ヨガ教室」のお知らせ

ヨガは、深い呼吸を意識しながらポーズをとることで、心身を調和させ、精神的なリラックス効果を期待することができます。肉体面では、フットワークが軽くなり、血液の循環や筋肉の活動量が増え基礎代謝が向上します。精神的なストレスを緩和するヨガを体験して頂きたいと思っております。

- 日 時：6月30日⑩ 午後7時～午後8時30分
- 場 所：町民センター 大ホール
- 内 容：ヨガを体験しよう！
- 講 師：ヨガインストラクター 積田 みどり 先生
- 持 ち 物：飲み物（お水がベストです）
ヨガマットは公民館で用意しますが、ご自分の物をお持ちの方はご持参ください。
服装は動きやすければ何でもOKです！
- 申込み期限：6月27日⑨まで

☎公民館 ☎(48) 5599

女性講座 ダンスエクササイズ教室のお知らせ ＜主催 三島町公民館＞

今月の「ダンスエクササイズ教室」は6月14日⑨、28日⑩午後7時より町民センターにて開催しますので、ご家族、お友達をお誘いあわせの上、ご参加ください。

☎公民館 ☎(48) 5599

英会話教室のお知らせ ＜主催 三島町公民館＞

今月の「英会話教室」は6月8日⑧、22日⑨午後7時より町民センターにて開催しますので、ご家族、お友達をお誘いあわせの上、ご参加ください。

☎公民館 ☎(48) 5599

第10回『よってがん処夕市』 開催のお知らせ

第10回よってがん処夕市を開催いたします。パン・お魚・お野菜・お菓子などなど、夕市でしか買えない商品をお手頃価格でご用意しております。皆さまのご来場を、委員一同お待ちしております。

- ◆日 時 6月14日⑨ 午後3時から午後6時まで
- ◆場 所 宮下地区 元共栄産業内

※夕市の詳細は、ちらし又は元共栄産業店頭の見板をご覧ください。

☎三島町商工会(TWD委員会) ☎(52) 2430

セーフティーチャレンジ 参加チーム募集のお知らせ

3人1組でチームを結成し、ドライバーがお互いに注意しながら期間内の無事故・無違反を目指します。無事故・無違反を達成したチームには、記念品が進呈されます。また、抽選により、特別賞が当たります。

- 参加資格**
福島県内に居住、又は勤務するドライバー3名で構成されたチームとします。チームの構成は運転免許を有して、日常的に自動車を運転しているドライバーであること。
①チーム構成は友人・家族・職場の同僚などの制限はありません。
②実施期間以外の過去の違反歴や事故歴は問いません。
③重複しての参加やチャレンジ期間開始後のメンバー変更はできません。
- 参加料**
1チーム1,500円とします。なお、いったん納入した参加料は返還できません。
- 募集締切** 平成28年7月15日⑨まで
- チャレンジ期間** 平成28年7月1日⑨～12月31日⑮まで
- 申込方法**
申込書は、役場窓口に備え付けてありますので、申込書に必要事項を記載し参加者各自が必ず押印して、参加料を添えて役場総務課まで申し込みください。

☎役場 総務課 ☎(48) 5511

クマに注意しましょう！！

クマは一般的に人に対し警戒心が強い動物と言われています。しかし、最近、福島市の市街地での目撃情報など、人の住む地域への出没も増えています。農作業や登山などで山に入る場合は、クマとの遭遇を避けるため、次のような予防対策をとるよう心がけてください。

- 山や野外での活動では、あらかじめクマの出没情報を確認して、なるべく2人以上で行動し、単独行動は慎みましょう。
- 鈴や笛、ラジオなどを必ず身につけ、周りに音を出しながら行動しましょう。
- 子グマを見かけても、そばには必ず親グマがいると考え、決して近寄らないでください。
- もしクマに出会ってしまったら、あわてずゆっくり後ろにさがり、静かにその場から立ち去りましょう。
- クマの足跡やフンなど痕跡を見つけた場合は、その先には進まずに引き返しましょう。
- 生ごみや残飯などは山や野外に捨てたり、放置しないでください。クマをその場所に引き寄せる原因になります。

クマを目撃した場合や足跡、農作物の被害などを発見した場合は、役場産業建設課までご連絡ください。

☎産業建設課 ☎(48) 5566

東京電力による損害賠償 個別相談会のお知らせ

原子力損害賠償請求において、町内で観光業・商工業・サービス業・農林業などを営む事業者の方を対象に下記内容で個別相談会が実施されます。事前予約がない場合は、相談会を開催いたしませんのでご注意ください。

日 程	会 場
6月9日⑩	町民センター 2階 視聴覚室
7月14日⑩	

- 予約先 東京電力(株)会津若松補償相談センター ☎0242(24)0710
※予約受付は土日、祝日を除く開催日の前日午後4時までです。

☎東京電力(株)福島補償相談室コールセンター
☎0120(926)404(9時～21時まで)

伐採したオオヤマザクラの無償提供について

大林ふるさとの山において樹木保全のため伐採したオオヤマザクラを町民の方を対象に無償で提供いたします。欲しい方は下記までご連絡ください。なお、保管場所は旧西方児童館で、運搬費用は各自でご負担となります。

☎地域政策課 ☎(48) 5533

ビーチバレーボール体育館使用日変更のお知らせ

カタクリ体育館の開放日について、6月8日・15日(各水曜日)のみに変更し、午後7時～午後9時まで開放としますのでご了承ください。

※三島中学校体育館開放日は、毎週⑨・⑩の開放となります。

(6月7日、10日、14日、17日、21日)

☎公民館 ☎(48) 5599

求人情報のお知らせ

職 種	一般事務(歴史文化基本構想の推進に係る事務)
募集人数	1人(年齢不問)
必要経験	パソコン操作(エクセル・ワード)
必要資格	普通自動車運転免許(AT限定可)
勤務場所	三島町交流センター山びこ
雇用期間	採用決定日から平成29年3月31日
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分 ※時間外勤務あり
休 日	月曜日及び同一週内で1日、祝日の翌日
賃 金	日額6,860円～
交 通 費	通勤距離に応じて支給(上限あり)
保 険	雇用、労災、健康、厚生
提出書類	履歴書(写真貼付)
備 考	応募締切:6月15日(水)17:00必着

職 種	浴槽清掃
募集人数	若干名
必要資格	普通自動車運転免許
勤務場所	早戸温泉つるの湯企業組合
勤 務 日	月・火(週2回)
勤務時間	午後8時30分～午後10時30分(3月1日～10月31日) 午後9時～午後11時(11月1日～2月末日)
賃 金	時給1,400円
交 通 費	200円(2km以上)
保 険	なし

☎三島町無料職業紹介所(役場 地域政策課内) ☎(48)5533

平成28年度三島町起業・雇用創出支援事業補助金(概要)

三島町内における新規事業の創出及び雇用の創出を通じた地域経済の活性化を図り、もって定住の促進につなげるため、起業する方又は雇用創出を行う方に対し、経費の一部を補助します。

●起業支援事業

区分	起業支援事業
補助の対象	町内に事業所を有する又は新たに事業所を設置する法人又は個人事業主が起業する事業
補助対象者	申請年度内に起業する者又は申請時に起業の日から2年を経過しない者であって、次に掲げる要件を全て満たしている者 ・町内に住所を有する個人又は町内に主たる事業所を有する法人であること(新たに町内に住所を有する場合を含む) ・起業しようとする事業の事業(収支)計画が明確であること ・起業後の事業所等の場所が町内であること ・許認可等を要する業種を起業する者については、既に当該許認可等を受けていること又は当該許認可等を受けることが確実と認められること ※町税、使用料等の滞納がない者
申請対象業種	次に掲げる要件を全て満たしている業種 ・農林漁業、医療業(病院等)、金融保険業、風俗営業、宗教、政治、経済、文化団体等の業種に該当していない事業。ただし、農業者の場合、農産物の加工品を製造販売する場合や農業以外の業種で事業を行う場合は除く。 ・フランチャイズチェーン等の画一的な営業に該当していない事業 ・事業年度末までに完了する事業 ・その他町長が適当と認める事業
補助対象経費	新たに事業を行うにあたり要する次の経費 ①広報費(広告宣伝費、印刷製本費、ホームページ制作費) ②試作開発等に要する経費(原材料費、委託料、専門家招聘に係る謝金・旅費、リース料、消耗品費等。ただし、販売品に係る原材料費等の仕入れ費用を除く。) ③賃借料(事業所等の家賃、借地料。ただし、礼金、敷金、保証金、管理費、共益費、仲介手数料は除く。)*申請時に既に賃貸借契約を締結している場合には、交付決定日以降の翌月からの賃借料を対象とする。 ④設備費及び備品購入費(50万円(税込)未満のものに限る。) ⑤起業に必要な官公庁等の申請書類作成等に係る経費(司法書士や行政書士への報酬・手数料) ⑥知的財産権の出願及び取得に係る経費(出願料、出願審査請求料又は技術評価請求料、弁理士や弁護士への報酬・手数料) ⑦その他町長が必要と認める経費
補助対象外経費	・既存事業に係る経費 ・公租公課(登録免許税や印紙代含む) ・不動産購入費、施設に係る工事や改修費等の設備資金 ・保険料 ・知的財産権の取得に係る特許料及び登録料 ・団体等の会費、負担金 ・借入金等の支払利息及び損害遅延金 ・茶菓、飲食、娯楽、接待等の費用 ・上記の他、公的な資金の用途として不適切と認められる経費
補助金の額	補助対象経費の3分の2以内(千円未満切捨て)。ただし、100万円を上限とする。

●雇用創出支援事業

区分	雇用創出支援事業												
補助の対象	町内に事業所を有する又は新たに事業所を設置する法人又は個人事業主が新たに雇用する事業												
補助対象者	次に掲げる要件を全て満たしている者 ・町内に住所を有する個人又は町内に主たる事業所を有する法人であること(新たに町内に住所を有する場合を含む) ・事業(収支)計画が明確であること ・事業所等の場所が町内であること ・許認可等を要する業種については、既に当該許認可等を受けていること又は当該許認可等を受けることが確実と認められること ※町税、町使用料等の滞納がない者												
補助対象となる被雇用者の範囲	申請年度において新たに雇用する従業員(正社員又はパート) ※申請年度以前に雇用した従業員は対象としない。												
補助対象経費	次の要件を満たす新たに雇用する従業員の賃金・共済費 <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>正社員</th> <th>パート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用条件</td> <td>1年以上の雇用契約</td> <td>6ヵ月以上の雇用契約</td> </tr> <tr> <td>補助する雇用人数(※1)</td> <td>2人以内</td> <td>3人以内</td> </tr> <tr> <td>補助対象となる雇用期間(※2)</td> <td>雇用開始から1年以内</td> <td>雇用開始から6ヵ月以内</td> </tr> </tbody> </table> (※1)正社員とパートの合計は3人以内とする。 (※2)申請時に既に雇用契約がある場合については、雇用契約日から申請日までの期間を補助対象となる雇用期間から除くものとする。	要件	正社員	パート	雇用条件	1年以上の雇用契約	6ヵ月以上の雇用契約	補助する雇用人数(※1)	2人以内	3人以内	補助対象となる雇用期間(※2)	雇用開始から1年以内	雇用開始から6ヵ月以内
要件	正社員	パート											
雇用条件	1年以上の雇用契約	6ヵ月以上の雇用契約											
補助する雇用人数(※1)	2人以内	3人以内											
補助対象となる雇用期間(※2)	雇用開始から1年以内	雇用開始から6ヵ月以内											
補助対象外経費	・就業規則等により定められた所定労働時間外における月額賃金・共済費。 ・新たに雇用した同一の従業員に対する2年目以降の賃金・共済費。 ただし、パート従業員を次年度に正社員とする場合、その1年目は対象とする。												
補助金の額	①正社員 一人当たり月額10万円以内とする。 ただし、町外から住民票の移動を伴い町内に居住する被雇用者の場合は月額13万円以内、町外から通勤する被雇用者の場合は月額7万円以内とする。 ②パート 一人当たり月額5万円以内とする。 ただし、町外から住民票の移動を伴い町内に居住する被雇用者の場合は月額7万円以内、町外から通勤する被雇用者の場合は月額3万円以内とする。												

(留意事項)

- 補助事業者は、起業支援事業と雇用創出支援事業の両方に申請することができるものとする。
- 起業支援事業について、その申請対象期間は、起業の日から2年以内とする。
ただし、申請年度内に起業する場合は、起業前に申請することができるものとする。
- 雇用創出支援事業について、同一の補助対象事業者が連続して申請できる年数は、新たな従業員の雇用を伴う場合に限り、最初の申請年度から3年以内とする。
- 雇用創出支援事業について、申請年度内に補助対象となる雇用期間が上限に満たない場合には、翌年度に残りの月数を補助対象となる雇用期間として申請することができるものとする。
- 補助金の交付決定前に着手した事業は補助対象外とする。

☎役場 地域政策課 ☎(48)5533